

中央大学における戦前の通信教育

菅原  
彬  
州

目次

はじめに

一 建学の精神と校外生制度

二 校外生制度の発足

三 校外生制度の整備

四 校外生制度の展開

五 校外生制度から在外生制度へ

- 六 在外生制度から在外員制度へ
- 七 大学組織に対応した在外員制度へ
- 八 経済科に広がる在外員制度
- 九 在外員制度の廃止

——結びにかえて——

### はじめに

中央大学における通信教育は、一八八五年（明治一八）の英吉利法律学校の創設とともにそのスタートが切られ、東京法学院、東京法学院大学、そして中央大学へと大学の歴史が刻まれていくなかで途絶えることなく維持されていった。その後、一九一八年（大正七）に大学令が公布され、中央大学が名実ともに大学として再編された一九二〇年（大正九）の時点で、この通信教育も廃止ということになった。しかし、戦後の一九四八年（昭和二三）になって、新たな理念と位置づけのもとにそれが再開され、今日に及んでいる。

したがって、中央大学における通信教育の歴史についていえば、戦前に約三〇年間の中断があるものの、それは英吉利法律学校以来の大学の歴史とその歩みを同じくしているものであり、また、その起点が大学創立にあるということ、とりもなおさず、通信教育が建学の精神と深く結びつけられていたことを意味しており、その歴史と伝統を明らかにすることなしには大学史の全体像も考えられないといっただいであろう。

しかしながら、英吉利法律学校創設とともに始まった戦前の通信教育については、史料的制約もあり、その実像はなかなかとらえにくい。これまで刊行された年史等において、通信教育に関する記述が少ないのは、大学史全体の中で占める通信教育の位置づけ方が今日と異なっていることがもつとも大きく関係しているであろうが、史料的制約の問題も一つの理由をなしていたと思われる<sup>(1)</sup>。しかし、大学史編纂課を中心とする最近の資料収集の努力の結果、戦前のとくに初期の通信教育関係資料も少しずつ明らかにされてきているので、それを手がかりにして戦前の通信教育の実像とその意義について考えてみることにしよう<sup>(2)</sup>。

注

(1) これまでに刊行された年史は『中央大学二十年史』『中央大学二十五年史要』『中央大学三十年史』『中央大学五十年史』『中央大学七十年史』の五点である。これら年史の編纂については、高橋清四郎「中央大学における『年史』編纂の顛末」（『中央大学百年史編集ニュース』第七号、一九八六年一〇月）を参照。

(2) 中央大学百周年記念事業の一環として開始された『中央大学百年史』編纂にあたって、まず着手されたのが資料の調査、収集であることはいまでもない。収集された各資料はすでに一三号を数える『中央大学百年史編集ニュース』で逐次紹介されているが、所蔵単位ごとにとめることができる資料については『中央大学史資料集』が随時発刊されている（既刊五集）。

一 建学の精神と校外生制度

中央大学の前身である英吉利法律学校創設を初代校長となる増島六一郎らが企図し、その設置願を東京府知事渡辺洪基宛に提出したのは、一八八五年（明治一八）六月三〇日のことであった。しかし、神田区長の沢簡徳、同区学務委員の井上安右衛門の奥印をえて提出したこの六月二七日付の設置願は、記載事項に不備があったため、七月三日に

下げ戻されることとなった。ついで、七月八日付をもって不備を補った「私立学校設置願」が再提出され、それが七月一日に認可、送達となり、ここに英吉利法律学校の設立が定まったのである。<sup>(1)</sup>

今日の中央大学が創立記念日としているこの七月八日付の設立認可申請書には、設置目的、校名、所在地、教員組織、施設、財政計画などの経営関係事項とならんで、学則で定められることになる基本的な教学関係事項が記載されていた。それらは、「学科学期課程及教科用図書器械方法」「教授法ノ要旨」「試業規則」「起業終業時限」「休業日」「入学退学規則」「寄宿舍規則」「生徒心得」「入学生徒学力」「入学生徒年齢」「生徒定員」などと題された項目からなり、そのほかに「英吉利法律学校学科学期課程表」が別紙として添付されていた。

しかし、開校とともに開始される通信教育についていえば、この設置願には、いまだ通信教育実施の構想は具体的に示されていない。「入学退学規則」によれば、定員が五〇〇人とされた生徒の区分も、定期入学の「生徒」と不定期入学の「員外生」との二つがあるのみで、したがって、設立が企図された段階では、直接教授による通常の教育、すなわち通学生生を対象とした教育しかまだ構想されていなかったものであった。それでは、通信教育という教育方法は、どの時点で、どのような観点から構想されたのであろうか。

この点については、一八八五年七月三〇日付『郵便報知新聞附録』に掲載された「英吉利法律学校設置広告」の中で、はじめて通信教育実施が明らかにされているので、それを見てもみることにしよう。<sup>(2)</sup>

#### 英吉利法律学校設置広告

方今未タ英米法律ノ長所タル法律実地応用ノ道ニ通スルモノ甚タ尠シ是レ蓋シ講師ノ数全キヲ得テ其全科ヲ教フ

ル処ナキト其蘊奥ヲ極ムルニ足レル書籍ナク又法律書庫ノ設ナキトニ由ラスンハアラス而シテ世間往々英米法律ヲ教授スルノ校舎ナキニ非スト雖トモ或ハ仏国ノ法律ヲ兼修セシメ或ハ専ラ英米法ヲ攻究スルモ専一ノ力ヲ其全体ニ及ホシ以テ実地応用ノ素ヲ養フモノ未タ曾テ之アルヲ見ス是レ常ニ英米法学者ノ慨嘆スル所ナリ余輩茲ニ見ル所アリ数多ノ英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ其書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立スルノ目的ヲ以テ本校ヲ設置ス其校則教科及ヒ受持講師ノ姓名左ノ如シ

校 則

- 一 本校ハ邦語ヲ以テ英吉利法律学ヲ教授シ専ラ法律ノ実地応用ヲ練習セシムルヲ目的トス
- 一 本校ノ修業年限ハ三箇年トシ毎学年ヲ一級トス
- 一 毎学年ノ終ニ試験ヲ為シ合格者ニハ学年就学証書ヲ附与ス
- 一 三学年ノ就学証書ヲ得タル者ニハ卒業証書ヲ附与ス
- 一 就学証書又ハ卒業証書ヲ有スル者ハ本校々友トナシ常ニ本校ニ出入シテ講師ニ就キ学問上ノ質疑ヲ為シ若クハ本校書庫ノ図書ヲ縦覧シ其他本校ニ属スル特権ヲ享有スルコトヲ得ヘシ
- 一 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ參校シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサル者ノ便ヲ計リ校外生ノ制ヲ設ケ講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒チ且就学証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スル者ハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授与スヘシ但校外生ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 一 年齢十八歳以上ノ男子ニシテ左ノ試験ニ合フ者ハ入学ヲ許ス

作文 読方 書取

- 一 入学ノ期ハ毎年九月トス
- 一 定期入学ノ外入学者ノ便ヲ計リ試験ヲ須ヒスシテ入学ヲ許スコトアルヘシ
- 一 右入学者ハ之ヲ員外生トナシ他生徒ト區別ス但員外生ト雖トモ望ニ依リ学年試験ノ際他生徒ト同シク試験ヲ為シ及第ノ上ハ相当ノ級ニ編入スヘシ
- 一 入学ノ許可ヲ得タル者ハ本校学籍ニ氏名族籍住所年齢ヲ手記シ且捺印スヘシ是ヲ入学ノ証トス
- 一 入学者ハ束脩金一円ヲ納ムヘシ
- 一 月謝金ハ一円トシ毎月一日之ヲ納メ聴講券ト引換ユヘシ
- 一 退学セント欲スル者ハ其旨ヲ本校ニ届出テ学籍ノ削除ヲ乞フヘシ
- 一 二ヶ月以上無断欠席スル者ハ退学者ト見做シ学籍ヨリ削除スヘシ
- 一 休業期日ハ日曜日及大祭日 四月一日ヨリ同月七日マテ 七月十一日ヨリ九月十日マテ 十二月廿六日ヨリ翌年一月十五日マテトス
- 一 校内ニ法律書庫ヲ設ケ講師及ヒ卒業生徒ニ縦覧ヲ許ス但其細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 一 講義ハ尽ク之ヲ筆記シテ印刷シ相当ノ代価ヲ以テ諸生徒ニ頒ツヘシ但其細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 一 校外生タラント欲スル者ハ其氏名族籍住所年齢ヲ記シテ其旨ヲ申込ムヘシ
- 一 校外生ハ毎月々謝金一円ヲ前納スヘシ
- 一 校外生ニハ毎月一回講義筆記ノ印刷ヲ配付スヘシ

中央大学における戦前の通信教育（菅原）

教科及受持講師姓名

第一学年

一	法学通論	米国法律学士 東京大学講師	菊池武夫
一	契約法	法学士	渡辺安積 <sup>(3)</sup>
一	私犯法	法学士	山田喜之助
一	親族法	同上	
一	刑法	法学士	岡山兼吉
一	代理法	法学士	磯部 醇
一	組合法	法学士	奥田義人
一	動産委託法	法学士	元田 肇
一	論理学		
第二学年			
一	売買法	法学士 東京大学助教授	土方 寧
一	財産法	法学士 東京大学講師	増島六一郎
一	会社法	法学士	高橋一勝

一	流通証書法	法学士 東京大学助教授	土方 寧
一	商船法		高橋健三
一	治罪法	法学士	岡山兼吉
一	保険法	法学士	西川鉄次郎
一	国際公法	法学士	藤田隆三郎
一	訴訟法	法学士 東京大学講師	増島六一郎
一	訴訟演習		
	第三学年		
一	財産法		増島六一郎
一	破産法	同上	
一	証拠法	英国状師 東京大学講師	岡村輝彦
一	法律抵触論	法学士	元田 肇
一	法理学	英国状師 東京大学法学部長	穂積陳重
一	法律沿革論	同上	



一 憲法 法学士

合川正道

一 行政法 法学士

江木 衷

一 訴訟演習

一 卒業論文

本校ハ東京神田区錦町二丁目二番地ニ設置シ来ル九月十日開校ス入学志願者ハ来ル八月十五日迄ニ東京々橋区南鍋町一丁目八番地審理社内本校創立仮事務所へ申込アルヘシ

但入学試験ノ期日ハ追テ通知スヘシ

明治十八年七月

英吉利法律学校創立委員

英吉利法律学校の創立者たちは、設立認可がおりてから直ちに開校準備に着手し、この設置広告によって、設置の趣意、校則、そして教科及受持講師姓名を社会的に明らかにしたわけであった。

校外生制度についていえば、この設置広告からわかることは、まず第一に、設立認可後二週間余の間に、設置願になかった通信教育実施の構想が創立者たちによって検討され、それが校外生制度として校則のなかに盛りこまれることになったということ、第二に、この校外生制度は、校則の第六項にあるように、「遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参校シ親シク講義ヲ聴ク能ハサル者」に学問教育の機会を提供することをその趣旨としていたこと、第三に、校外生に対する教育は、毎月配布する講義録を通じて行うものであるということ、そして第四に、定期入学の生徒すなわち

校内生と同じように、校外生に対しても試験受験の機会が与えられ、その試験の成績がよければ、単位認定に相当する「就学証書」、そして「卒業証書」が授与されるものであったということである。英吉利法律学校が設置広告で明らかにした校外生制度は、まさに今日の通信教育と同じ理念に立脚していたのであった。

ところで、通信教育という教育方法は、英吉利法律学校がその先鞭をつけたわけではなかった。一八八四年（明治一七）九月一日付の『朝野新聞』には、つぎのような広告が掲載されている。<sup>(4)</sup>

#### 法律学校々外生募集広告

本校ハ英国代言士バリストル増島六一郎仏国法律博士熊野敏三英国法学士山下雄太郎高橋一勝井上操武山助雄馬場辰猪等の諸先生にて日仏英の法学を教授せり然るに止を得ざるの事情ありて入校する能ハざる者の為め茲に校外生を汎く天下に募集し以て法学教授の途を開発せんとす其教授法は日々の法学講義及民刑擬律傍ら法学討論等を洩さず筆記し一ヶ月分十回以上時々印刷に附し通常の月謝七十五銭を前納して之を右生徒に分つ左れば入校生と同く徹く法学を修業するを得可し有志の諸君ハ来卅日迄に郵券二銭を添へ左の者へ宛て、申込る可し直に規則書等を送呈す可し

東京神田錦町明治義塾法律学校<sup>(5)</sup>

在同校事務担任者 河原田 新

そして、この校外生募集と不可分の関係にある講義録刊行については、つぎの二つの広告が相次いで出されている。<sup>(6)</sup>

法学講義筆記出版広告

本校々外生五百名以上に及びしを以て来る十一月一日より第一号以下逐次出版す同日迄に月謝金払込あれば右筆記印本を送呈す可し○将来校外生となり法律を学ばんと欲する諸君ハ何時にても入学を許し右筆記印本を入学の時より送呈す

東京神田錦町明治義塾法律学校

在同校々外生事務担任者 河原田 新

明治義塾法律学校 法学講義筆記 毎月十回

定価十銭郵税一銭

目次メイン法律史英国契約法民法書入特権の部行政法民法書入特権の部民法書入特権の部民法書入特権の部民法書入特権の部  
罪法○発兌元神田明治義塾、法律学校内河原田新○取次所日本橋区通三丁目丸善、同西河岸町須原鉄二、京橋区  
銀座四丁目坂本、神田巖々堂○大坂本町岡島真七、南本町四丁目梶田喜蔵、備後町吉岡平助

明治義塾のこれらの広告から明らかなように、通信教育という教育方法それ自体は、英吉利法律学校の創立者たちばかりでなく、他の私立学校関係者もよく知るところであったろうし、そうであれば、それぞれの学校の事情をふまへながら、その実現可能性についての検討も行われたとみてよいであろう。しかし、その当時すでに設立されていた

慶応義塾、明治法律学校（明治大学）、東京法学校（法政大学）、専修学校（専修大学）、東京専門学校（早稲田大学）などの私立の高等教育機関のうち、通信教育を実施しているところが皆無であったにもかかわらず、英吉利法律学校のみが創設時から「校外生」制度の実施に踏み切っているのはなぜであろうか。

すでに見た「英吉利法律学校設置広告」によれば、学校創設の目的として、三点が挙げられていた。第一点は、「英米法律ノ全科」を教授することであり、その理由としては、「講師ノ数全キヲ得テ其全科ヲ教フル処ナキ」ということが指摘されている。第二点は、英米法全科目の「書籍ヲ著述」することであり、それについては、英米法の「蘊奥ヲ極ムルニ足レル書籍」が日本でまだ刊行されていないということが挙げられている。そして第三点は、第二の目的との関連において、「法律書庫ヲ設立スル」ということであり、それによって英吉利法律学校をいわば英米法のシンクタンクとすることが意図されているのである。すなわち、創立者たちがこれらの目的を掲げた理由をまとめると、それは「方今未タ英米法律ノ長所タル法律実地応用ノ道ニ通スルモノ尠シ」という冒頭の文章に尽きるのであった。そこでは、学問の真理探求もさることながら、「実地応用」という生きた学問の教授に主眼がおかれていたのであり、現実社会で生起する法現象を解明し、それに実務的に対処できる法律家の養成がめざされていたのであった。

英吉利法律学校は、まさしく「英吉利法律に基き法律実地の応用術に熟練せしむるを第一の目的とする」学校として設立されたのである。<sup>(7)</sup>

通信教育の通信教育たるゆえんは、教科書を通じて学問を学ぶところにある。したがって、教科書のない教科を通信教育科目とすることはできない。簿記学であるとか速記学であるとか、単一の専門教科を教授するというのであれば、その教科の教科書を用意して通信教育を実施することはできるであろうが、法律学、政治学、経済学、商学、文

学等々、複数の専門科目からなる体系的学問分野についていえば、これら複数の専門科目の教科書を通信教育のために用意しなければならないのである。体系的な学問の教授をめざして設立された前記の私立専門学校のうち、通信教育を実施している学校が皆無であったのは、通信教育の構想はよしとしても、直ちにそれを実施するための教科書を欠いていたところに、その最大の理由があつたのではないだろうか。さらにいえば、講義録の有無よりも教授者の講義そのものに高い比重がおかれていた学校ほど、通信教育は実施困難の結論が出されたことであろう。

その点において、英吉利法律学校の場合は、英米法全科目について「実地応用術」の教授が志向され、それを担保するための措置として、校則第一七項で「講義ハ尽ク之ヲ筆記シテ印刷シ相当ノ代価ヲ以テ諸生徒ニ頒ツヘシ」と定めているように、書籍の著述とその頒布、そして、それらを含む法律書庫の設立にそもそも重点がおかれていたのであり、教科書を前提とする通信教育実施の困難さは、最初から解決が予定されていたも同然ということができであろう。したがって、通信教育という教育方法を実施することによって、英米法のよりいっそうの普及がはかられ、その「実地応用ノ素」を就学が困難な者にも養わせることができるという構想に対して、賛同こそすれ難色を示す創立委員などいなかつたであろう。英吉利法律学校の校外生制度は、「法律実地の応用術に熟練せしむる」という実学重視の建学の精神そのものに由来する制度として構想、実現されたのであり、まさに生まれるべくして生まれた制度であつたということができる。

注

(1) 中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学史資料集第一集 東京都公文書館所蔵中央大学関係史料』（中央大学大学史

編纂室、一九八四年三月)、一〇九頁。ちなみに、最初の設置願について不備とされた記載事項のうち、今日もつとも問題となるのは「教員々数」の事項すなわち創立者に関する疑問である。というのも、この設置願は「教員々数」を「拾八名」と記載しながら、添付の「教員履歴書」のほうには、校長の増島六一郎を含めて一六八名の記載しかなく、「拾八名トアレトモ教員履歴ニ依テ調ルニ拾六名ナリ式名不足此分如何」と質されたからである。今日、中央大学の創立者が一八人とされているのは、「英吉利法律学校沿革紀要」(『法学協会雑誌』第四四号、一八八七年一〇月、六四頁)の「当時創立ノ計画ニ与リシモノハ磯部醇、西川鉄次郎、穂積陳重、岡山兼吉、奥田義人、岡村輝彦、渡辺安積、高橋一勝、高橋健三、山田喜之助、増島六一郎、藤田隆三郎、江木衷、合川正道、菊池武夫、渋谷慥爾、土方寧、元田肇等ノ諸氏ナリ」という記述が根拠となっている。そして、これら創立者が同時に教員として教育にあたったというこれまでの理解からいえば、再提出された設置願が履歴書どおり「拾六名」と改めているのはどういう理由によるのであろうか。創立者に含まれている渡辺安積、渋谷慥爾の二人はなぜ教員から外されているのであろうか。しかも、同じく添付された「設立者履歴書」には、校長の増島六一郎一人の履歴しか記載されていないのであった。また、英吉利法律学校生徒の徴兵猶予を請願した明治二〇年七月付の「請願書」の別紙では「本校ハ左ニ記載セル人々ノ共同設立スル者ナリ」として、増島六一郎、高橋健三、菊池武夫、伊藤佛治、土方寧、山田喜之助、松野貞一郎、岡山兼吉、岡村輝彦、藤田隆三郎、奥田義人、江木衷、元田肇、渋谷慥爾、大谷木備一郎、高橋捨六、馬場愿治、関直彦、小村寿太郎、金子堅太郎、東三条公恭、坪井九馬三、植村俊平、戸水寛人、中橋徳五郎という二五人の氏名が列記されている。創立者をめぐってこのような異なる種々見られるのであり、各史料をふまえて今後とも慎重に検討し、誤りなきを期する必要がある。

(2) 『郵便報知新聞附録』明治一八年七月三〇日付、第三七三一号(『図説中央大学1885-1985』中央大学、一九八五年一〇月、四頁)。

(3) この設置広告において、創立者の一人とされている渡辺安積ははじめて教員スタッフであることが明らかにされたが、初代幹事として校務万端を処理した渋谷慥爾はまだその中に含まれていない。

(4) 『朝野新聞』明治一七年九月二一日付、第三二五五号(東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編『朝野新聞』縮刷版、ペリかん社)。以下『朝野新聞』についてはこの縮刷版に拠る。

(5) この広告を出した明治義塾法律学校は、一八八一年八月に「明治義塾」として創立された学校で、英書による政治・法律・経済の三科ならびに漢書・算術の教授を掲げていた。そして、二年後の一八八三年四月に法律研究所を塾内に設置し、翌一八八四年四月にこの明治義塾法律研究所を明治義塾法律学校と改称し(『朝野新聞』明治一七年四月二七日付、第三二五六号)、同年九月三日付でその改称届とあわせて「明治義塾相廃止シ申候」という届を出している(『中央大学史資料集第一集 東京都公文書館所蔵中央大学関係史料』一六五頁)。これを廃校届と見るか、それとも校名改称と見るかはともかくとして、この「明治義塾法律学校」は一八八五年七月ころに廃校となった。しかも、この明治義塾法律学校の廃校は、「廃校後分身して英吉利法律学校と東京英語学校と

なり、前者は増島六一郎の校長で夜間教授にしたが、それだけでは維持が困難であったから、旧義塾の普通学の方を引継ぎ、杉浦重剛の校長に千頭清臣、福富孝季等の中堅で英語学校を創めたのである」（鶴崎熊吉『豊川良平』豊川良平伝記編纂会、一九二二年、一〇六頁）という記述にも見られるように、英吉利法律学校の創設ときわめて深い関係があり、校外生制度が英吉利法律学校に継承されていくところにもその一端があらわれている。

(6) 『朝野新聞』明治一七年一〇月二二日付、第三三二八七号。同上、明治一七年一月一三日付、第三三三〇七号。

(7) 『法学協会雑誌』第一九号、一八八五年九月、五九頁。

## 二 校外生制度の発足

一八八五年（明治一八）七月三〇日の「英吉利法律学校設置広告」によって明らかにされた校則では、定期入学の生徒のほかに員外生と校外生を設けることとし、とくに校外生については、その第六項の末尾で「校外生ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム」と規定していた。そして、この校則の規定をうけて定められた校外生に関する細則が「校外生規則」であり、それは、翌八月二日に出されている別の設置広告において「詳細の規則ハ二銭郵便切手送附あらバ送致すべし」と案内されているところからいって、七月下旬、おそらく校則とほぼ時を同じくして定められたのではないかと思われる。<sup>(1)</sup>

それでは、校外生についてどのようなことが定められているのか、全一三項目からなる「校外生規則」の内容を検討してみることにしよう。<sup>(2)</sup>

### 校外生規則

一 何人ニ限ラス此規則ニ従ヒ校外生タラント欲スル者ハ試験ヲ須ヒス何時ニテモ入学スルコトヲ得ヘシ

- 一 教科及ヒ修業年限ハ在校生ニ同シ
- 一 校外生ニハ毎月講義筆記ノ印刷頒付スヘシ
- 一 校外生タラント欲スル者ハ其氏名族籍住所年齢ヲ記シテ其旨ヲ申込ミ一ヶ月分ノ月謝ヲ前納スヘシ
- 一 校外生ハ東脩金ヲ納ムルヲ要ス
- 一 校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金一円ヲ前納スヘシ  
但シ前納セサル者ヘハ講義筆記ノ頒付ヲ見合スヘシ
- 一 将来印刷費送費等増加スルトキハ予シメ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ
- 一 入学ノ節既ニ受領シタル月謝金ハ仮令本人ノ都合ニヨリテ退学スト雖トモ之ヲ返付セス
- 一 住所ヲ転スルカ又ハ氏名ヲ改称スルトキハ速ニ通知スヘシ
- 一 講義筆記頒付ノ度数ハ追テ開校ノ上之ヲ定ム
- 一 来ル十月ヨリ講義筆記ノ頒付ヲ始ムヘシ
- 一 本則ハ実施中不便ヲ生スルトキハ予シメ通知シテ改正増減スルコトアルヘシ
- 一 在校生ニ関スル規則中抵触セサルモノハ校外生ニ付テ亦通シ用フルモノトス

創立者たちがまず第一項で定めた事柄は、校外生を無試験で入学させるということであった。定期入学の生徒、この校外生規則でいう「在校生」が入学試験を受けなければ入学できないのに対して、校外生を無試験入学とするのは、教育の門戸開放、教育の機会均等という理念に添うものであり、実質的にも「英吉利法律の学派を拡め」る目的に適



う措置であったといえよう。入校生を試験で選抜する主たる理由は、教育施設の収容能力という物理的条件によるものであると同時に、一定水準以上の学力を有する者を対象として英米法全科目の基礎理論および「実地応用術」を教授する方が教育効果が上がり、結果として、より多くの有能な実務法律家を社会に送り出し「英米法ノ長所」を社会に認識させることができるということにであったと思われる。しかし、英米法の普及をはかるといふ観点からすれば、まずより多くの者をして英米法に親しませることが必要であり、その導きの糸となるものこそ講義録にはかならなかった。したがって、この導きの糸によって英米法を学習したいと希望する者を「校外生」として広く受け入れることは、英米法学派のすその拡大をはかる意味でもまさに望ましいことであった。校外生の無試験入学制は通信教育本来の意義である開かれた教育そのものであり、創立者たちの見識は高く評価されなければならない。

しかしながら、この無試験入学制を一方的な学習機会の提供に終わらせないものとするためには、校外生の学習意欲を喚起し、向上心を持続させることのできる校外生制度となっていなければならない。創立者たちが、校則の第六項で、独習の困難を克服し入校生と同じ学力水準に到達した校外生に対して、就学証書、卒業証書を授与し、その実力を学校が保証するということを定めた趣旨もそこにあったと思われるし、また、このような制度とすることによって、英米法の「衡平」の原理に適合と創立者たちは考えたのではなからうか。その意味において、規則の第二項はこの校則の第六項に対応しているものであり、この第二項で、校外生の教科および修業年限を入校生と同一とすると定められていることは、入学形態は異なっているにしても、英米法を学ばせることの實質においてはなんらの違いもないと、創立者たちが認識していたことをもものがたっているのである。

すでに指摘したように、校外生制度が有効に機能しその目的を達成できるか否かは、ひとえに学習の導きの糸とな

る講義録にかかっていた。校則の第二〇項で「校外生ニハ毎月一回講義筆記ノ印刷ヲ配付スヘシ」と定め、さらに規則第三項でも「校外生ニハ毎月講義筆記ノ印刷頒付スヘシ」と同じことを規定しているのは、この講義録の定期的発刊とその頒布が学校設立の一つの主要な動機でもあり、それを欠いては、体系的な学習はおろか校外生教育そのものが成立しなくなるからであった。この第三項は、英吉利法律学校が校外生に負う義務と責任を定めたものといえよう。

ところで、英吉利法律学校の門をたたこうとする者にとって、校外生がどの程度の経済的負担を負うことになるのかという点が、志願決定にあたっての重要なポイントとなる。一般的にいえば、たとえ遠隔の地に居住していても、また、すでに社会人として「業務」に従事しているとしても、経済的余裕があれば、通学可能圏内にその住所を移し勉学生を送ることができる、すなわち在校生として英米法を学ぶことができるであろう。学力水準、家庭環境、身体的条件によりやむなく通信教育で学ばざるをえない場合もあるであろうが、通信教育で学ぼうとする者の圧倒的多数は、まさに経済的条件に規定されてこの道を選択することになるといっても過言ではない。教育の門戸開放、教育の機会均等の理念に立脚する通信教育をめざすならば、この道で学ぶ者の学費負担を可能な限り軽減するのが理想的であろう。

その点について校外生規則の第四〇八項を見ると、校外生となることを申し込む、すなわち校外生として入学するにあたっては「東脩金（入学金）」（金額は明記されていないが規則第一三項によれば一円ということになる）のほか月に月謝金一円を前納する、入学後も毎月翌月分の月謝金を前納しなければ講義録は頒布されない、また、講義録頒布の諸経費が増加した場合には月謝金を値上げすることもあると定められている。校則によれば、定期入学の在校生の東脩金と月謝金はともに一円であったから、校外生の「学費」は在校生と同一ということになる。もともと、校外生

に対する講義録の「頒付」は、月謝金の前納を前提とする講義録の定期的な「無料配布」ということであり、いわば月謝金は講義録の実質的な代価を意味していた。したがって、校則第一七項「講義ハ尽ク之ヲ筆記シテ印刷シ相当ノ代価ヲ以テ諸生徒ニ頒ツヘシ」の規定により、講義録をさらに有料で購入しなければならない入校生と比べると、「学費」は同一であっても、校外生の経済的負担は軽減されていることになる。施設を利用し直接講義を聴く入校生と施設も利用せず講義録のみで学ぶ校外生との違いからして、それぞれの経済的負担が異なるのは当然といえは当然なのであるが、そうであるからといって、「学費」が同一でなければならぬというものではない。校外生制度を発足させるにあたって、英吉利法律学校の創立者たちが入校生と校外生との「学費」を同一としたのは、それぞれを同等に取り扱うという姿勢、換言すれば、入校生への直接講義の「価値」とそれを筆記印刷し校外生の教材ともする講義録の「価値」とを区別しないという姿勢に立っていたからであると説明することもできるであろうが、やはり学校経営が成り立つことを基本的に考慮したものと理解するほうが自然であろう。創立者たちが並々ならぬ自負心をもって英米法の普及をめざしても、学校経営に失敗しては本来の目的を達成することはできない。設置願において、定員を五〇〇人としながら、財政的には控えめな三〇〇人の入学者を予定した計画を立てていたのと同じように、規則で校外生の月謝金前納制、講義録の発刊・郵送経費増に備えた値上げ予告措置を定めているのも、学校経営を軌道に乗せていくための堅実な経営方針のあらわれであろう。

最初に定められた校外生規則の概要は以上見たとおりであるが、この規則は開校前に早くも改正されたと思われる。『郵便報知新聞附録』に設置広告を出してから二週間もたたない八月一二日付の『朝野新聞』はつぎのような英吉利法律学校の広告を掲載した。

廣告

一 本校入学志願者の試験を施行す其日割如左

九月四日 第一 第二 第三年生 從午後三時

九月五日 第二 第三年生 從午前八時

第三年生 從午後三時

一 予て入学申込ある者ハ本月卅日迄に学業履歴書を未だ申込なき者ハ其申込書と共に学業履歴書を本校仮事務所へ出すべし

一 校外生申込人ハ印刷の都合有之に付来る九月十日迄に申込書と共に来る十月分月謝金七拾錢を送致すべし此期限後の申込人ハ来る十月分講義筆記の配付を受ること能ハざるべし

一 他の法律学校に於て一年二年学科の成業証書を得たる者ハ時宜に依り試験を為さずして相当の級に編入することあるべし

明治十八年八月

英吉利法律学校

この広告は、最初の設置広告で予告していた定期入学志願者に対する試験期日を公表したものであった。そしてその第三項は、無試験制である校外生の入学に関して、開校予定日である九月一〇日までに入学申込みの手続きをしなければ、配付開始月である一〇月分の講義録は送付できなくなると伝えている。しかも、校外生規則第六項で一円と

定められていた月謝金は七〇銭とされているのである。

経営上の考慮から当初同一と定めたとと思われる校外生と定期入校生の学費に、ここで差が設けられたのは、どのような理由によるのであろうか。開校一か月前のこの時点で、英吉利法律学校の創立者たちに、校外生の月謝を一円から七〇銭に変更しても経営困難におちいることはないという確信を抱かせるようななにか新しい状況変化が生じたのであろうか。すでに見たように、通信教育の理念や通信教育で学ぶ者の勉学条件を考慮すれば、その学費は低廉であることが望まれるし、学校経営にあたる立場にある者は、その経済的負担軽減に向けて普段の経営努力を払わなければならぬ。しかし、当時の私立学校にとっては、経営が成り立っての教育であることも事実であり、英吉利法律学校といえども、最初から赤字経営の計画を立てるはずもない。とすれば、校外生の学費軽減を可能にした要因として考えられることはただひとつしかない。それは、この広告にある「印刷の都合有之」という表現からもうかがうことができるように、校外生制度に関する経費すなわちその大部分を占める講義録関係経費について、当初の見通しを上回る納付金収入の確保が明らかになったことである。校外生の申込みが予想を下回っているのであれば、学費軽減の規則改正などもとより考えられないし、講義録の印刷部数についても学校側の見込みで決定し、わざわざ広告でこの点に触れる必要もないであろう。「印刷の都合有之」という表現は、校外生の申込みが予想を超えるほど多数に上り、その需要に応じる印刷部数の決定を急ぎ行わなければならないことをもものがたっているように見えてよいのである。それでは、以上の理解ともかかわる創立期の校外生の入学状況および講義録の発行状況がどのようなものであったのかという点について具体的に見てみることにしよう。

学校創設とともにスタートした校外生制度について、『中央大学二十年史』はつぎのように述べている。<sup>(4)</sup>

英吉利法律学校創立の時代に在ては、斯くの如き制度は未だ我国に之れあらざりしか故に、本大学に此制あるや、其第一回の募集に応じ校外生となりたる者、実に四百二十名の多きに達す

初年度の校外生は四二〇人であったといふこの記述の典拠は、一八八九年（明治二二）二月七日の第三回卒業式における創立者岡村輝彦の挨拶であろう。岡村の挨拶は英吉利法律学校の沿革と現況を報告したもので、その概略は本学最初の機関誌である『法理精華』に載せられている。<sup>(5)</sup> 岡村は校外生についてつぎのように語っている。

△十九年六月始めて第二科を置き英書に抛り英語を以て法律を教授す入学生四十名あり。

七月始めて校外生を募る、遠隔の地方に在り又ハ業務の爲め参校して親しく講義を聴く能ハざる者の便を計り講義の筆記を印刷して之を頒つなり、当時応募生実に四百二十名あり。

十月『テキストブック』を発売す、当時英米法律の書に乏しく随て其価値高貴にして学者購読の困難少しとせざればなり。

『法理精華』は校外生制度の発足を一八八六年七月のこととして記事にまとめているが、これが誤りであることはいうまでもない。ともかく、前述の開校前の広告についての推測が正しかったことがこの岡村の挨拶からもわかる。すなわち、校外生制度設置の反響は多大なものがあり、予想もしなかつたほどの申込みが相次ぎ、したがって、講義録

をいったい何部印刷しなければならぬのかという判断を下すために、初年度校外生の申込み日限を一八八五年九月一〇日で切ったのである。開校時における定期入学生が予定の三〇〇人を大きく下回る九七人であったのに対して、校外生は実に四二〇人の多数に上ったのであり、その数はさらに増加の一途をたどるのである。

発足後一年が経過しようとする一八八六年六月一六日の『朝野新聞』は、つぎのように報じた。<sup>(6)</sup>

○英吉利法律学校 同校ハ昨年九月に創設せしものなるが許多の内外法学士の協力して親切に教授せらるゝに  
よりますく、世上の声誉を博し在校生の数ハ既に四百名に達し又校外生（地方）ハ千名に近く昨年来講義録を出  
板配布されたること三万二千許なりといふ斯る盛況にて従来の校舎も手狭なれば先頃より広大なる一校を新築せ  
られ此度愈よ落成せしを以て原書科を増設し法律書庫をも取設け益す学生の便利を計られ行々ハ帝国内の私立大  
学校の地位をも占むるに至る可き勢なりと云ふ

また、このころ発行された『明法志林』も、英吉利法律学校の盛況について、つぎのように伝えている。<sup>(7)</sup>

○英吉利法律学校 同校は昨年九月法学士増島六一郎法学士高橋一勝法律学士菊<sup>(ママ)</sup>地<sup>(ママ)</sup>武夫等諸君の尽力に仍り  
許多の法学士相結合して設立したるものにして開校早々より世評頗る高く入校志願の者続々跡を絶たざるの有様  
なりしも元來該校の主旨は至当の学力を有し志操堅固なる者を教育して天晴の人物を出さんと欲するに在れば妄  
りに入学を許さ、りしかとも尚ほ入学の許可を得たる者三百余名に及へり又同校にてハ地方に在りて法学に志願

あるも良師を得ざる者のために特に校外生なるものを設け講義の筆記を出版して之を配付せしに是亦大に其希望ニ適ひ忽ち千余名の申込ありて昨年以來配付したる部数総高二万三千余部に及ひたりしか尚ほ来九月よりハ毎水曜日に第二年度の講義を出版し従來の一年校外生に配付し九月新入の生徒の爲めにハ更に第一号より以下追次毎土曜日に出版せらるゝ由斯く日増に盛大に赴き従來の校舎にては狹隘なるに付先頃より新築に着手せられしに既に落成したるを以て今般更に原書科を設け又書庫をも開設せられたり原書科ハ矢張修業年限三ヶ年にして九月より科業を始められ初学生の爲めに毎日一時間宛ブルーム氏英法注釈を講読し法律語の解釈方を教示せらるゝ由又法律書庫にハ内外の法律書を許多買入れ其他講師を始め本邦諸法学者の秘蔵に係る書籍を寄附又ハ附托せらるゝもありて帝国大学の書庫を除くの外法律書類の閲覧を望む者ハ該校の書庫より他に求むべき所なかるへしといふ今其原書科の科程を得たれば左に之を掲載す

原書科教科書及受持講師姓名

第一年度

一	スミス氏訴訟法	バリストル 法学士	増島六一郎
一	スミス氏契約法	法学士	土方 寧
一	アチソン氏私犯法	法学士	奥田義人
一	テリ―氏法律原論	法学士	渋谷慥爾
一	ブルーム氏英法注釈	法学士	渡辺安積



中央大学における戦前の通信教育（菅原）

第二年級

一	ストリー氏代理法	法学士	山田喜之助
一	ベンジヤミン氏売買法	法学士	高橋捨六
一	ウイリヤム氏不動産法	法学士	元田 肇
一	ベスト氏証拠法	法学士	渡辺安積
一	パイル氏流通証書法	法学士	土方 寧
一	ポロツク氏会社法	法学士	奥田義人
一	ウルシー氏国際公法	法学士	岡山兼吉
一	ホルランド氏法理学	法学士	江木 衷
第三年級			
一	破産法	パリストル 法学士	増島六一郎
一	ベスト氏証拠法	法学士	渡辺安積
一	ウエストレーキ氏法律抵触論	法学士	渡辺安積
一	ホルランド氏法理学	法学士	江木 衷
一	メイン氏法律沿革論		高橋健三
一	ブルーム氏憲法	法学士	伊藤悌治

この二つの記事によれば、初年度開校時に四二〇人であった校外生の数は月を逐って増え続け、年度末を迎えるころには千人余に達したのであり、一八八五年一〇月から配布を開始した講義録も、部数にして総計二万三千をくだらなかつたのであった。同じく九七人であった在校生も四百人を超え、一八八五年暮れには狭隘となった校舎の増築がはかられ、翌年一月に落成の運びとなっている。また、講義録についても、創立第二年の九月から、二年に進級する校外生には水曜日ごとに、新しく入学する一年級の校外生には土曜日ごとに配布する運びとなっていることは、校外生制度が順調に軌道に乗っていることを示していた。

このような英吉利法律学校の盛況は、まさに「帝国内の私立大学校の地位をも占むるに至る可き勢」と評されているように、他の法律諸学校を圧倒するものがあつた。創立者たちの意気は大いに上がり、さぞかし学校の将来的発展は確実であるという感を深めたことであろう。創立者たちは、このような英米法教授に対する社会的評価と期待をふまえながら英吉利法律学校のいっその発展をめざし、法律書庫の充実、第二年目からの原書科の新設とあいまって、講義録を核とする校外生制度の充実をはかっていくのである。

## 注

- (1) 『朝野新聞』明治一八年八月二日付、第三五一九号。
- (2) 『法学協会雑誌』第一九号、一八八五年九月、六〇―六一頁。
- (3) 『朝野新聞』明治一八年八月一二日付、第三五二七号。
- (4) 『中央大学二十年史』一九〇五年一月、一三三頁。
- (5) 『法理精華』第一卷第五号、一八八九年九月、五三―五四頁。
- (6) 『朝野新聞』明治一九年六月一六日付、第三七九一号。

(7) 『明法志林』第一一八号、一八八六年六月、五五六―五五九頁。

### 三 校外生制度の整備

英吉利法律学校の盛況が伝えられるなか、設立第二日目に向けての生徒募集が行われていった。英吉利法律学校が生徒募集にあたってどのようなことをアツピールしているかを『朝野新聞』の広告から見てみよう。<sup>(1)</sup>

#### 英吉利法律学校生徒募集広告

校内生 来九月入学の新学生を募集す入学試験ハ七月中旬九月初旬の両度に施行す七月の受験者ハ七月五日迄九月の受験者ハ八月卅一日迄に申込まれよ一二三年級の中入学勝手束脩金一円月謝金一円とす

校外生講義録 本校開設以来校外生なる者を設け講師の講義を筆記し毎土曜日に之を発兌し既に第三十六号に達したり来八月を以て一年級の講義録を完結するに付現時の校外生へハ来九月より二年級の講義録を配付す可し依て今般一年級への新入学者を募集し九月より新に一年級講義録第一号より出版配付すべし抑も本校講義録の儀ハ講述の周到にして文義の明晰なると発兌の正確にして中途廃絶の懸念なきとハ既に昨年十月以降一学年間の経験に由り諸君の既に承認せらるゝ所なり入学志願者ハ宿所姓名を明記したる入学証に束脩金五十銭并九月分月謝金七十銭を添へ来八月三十一日迄に申込まれよ

原書料 本校ハ益校務を拡張し従来の通常科の外更に原書料を設け専ら英米の原書に依り法律学を教授し原書ハ本校より貸与す束脩月謝共通常科と同じ二科兼脩の者ハ月謝金一円五十銭とす入学申込期限ハ通常科と同じ

法律書庫 本校新築落成内部の装置全く整頓したるに付今回愈法律書庫を開設し校友学生諸君に内外律書の閲覧を許す閲覧室内の自修と教場内の聴聞とハ相待ちて其用を成す者なり蓋し書庫の開設ハ諸君に攻学の便を与ふる鮮少ならざる可きを信ず

本校規則書入用の者ハ二銭郵便切手送付あらバ直ちに進呈す可し

東京神田区錦町二丁目

明治一九年六月

英吉利法律学校

校外生と講義録についての文章がほぼ半ばを占めるこの広告から、校外生の入学金が五〇銭とされていること、また、前年一〇月から刊行した講義録がこの六月中旬で三六号を数え、しかもこの講義録の評判がきわめてよいということがわかる。

ところで、開校前の校外生規則の改正で、月謝一円を七〇銭とする改定が行われていたことはすでに見たとおりであるが、校則との関係で一円と推定しておいた校外生の束脩金も同時に改定されたのかという点についてはいまだ明らかではなかった。それではこの広告にある校外生入学金の改定はいつ行われたのであろうか。その手がかりは、開校直後の一八八五年（明治一八）一〇月に再版された『増補東京留学独案内』にあると思われる。<sup>(2)</sup> すなわち、この『増補東京留学独案内』は官立・私立の計六八校の「学校規則課程等」を紹介したものであるが、そのなかに収められた英吉利法律学校の校外生規則を見ると、その第五項は「校外生ハ束脩金五十銭ヲ納ムヘシ」という定めになっているのである。開校前に一円を予定していた束脩金を開校時に改定して五〇銭としたのか、それとも明示しかねていた束

脩金額を開校に向けて五〇銭と決定したのか明らかではないが、すでにとりあげた最初の校外生規則において東脩金が明示されていなかったことからいえば、月謝の改定を行った開校直前の校外生規則の改正をもって、東脩金すなわち入学金が五〇銭と改定されたとみるのが順当なところであろう。

つぎに、講義録発行が、前年一〇月からこの六月までの九か月間で三六号を数えていることは、平均して一か月に四号、講義録が発行されてきたということになる。<sup>(3)</sup>「発兌の正確にして中途廃絶の懸念なき」ことはこれまでの発行状況からも明らかであると誇らしげに強調しているように、開校後の講義録刊行はきわめて順調にかつ定期的に進められてきたことがわかる。講義録の評価についても、「講述の周到にして文義の明晰なる」ことは校外生も認めるところであるとして、その自信のほどがうかがえるのである。

事実、講義録が好評をもって迎えられていることを示すつぎのような記事が、刊行開始直後に出されているのであった。<sup>(4)</sup>

○英吉利法律学校講義録 同書は校外生のために出版する者なるか講師諸氏の講義の明瞭なるは既に発兌の数字を以ても之を推すに足るべきに当校外生の便を計り今回同校外内に質問委員を置きて疑点は一々之を説明さる、由且つ右講義録は体裁頗る善良にして紙質印刷共近頃類ひ稀なる美本なり只惜むらくは時として誤植と思しき所あり今少し校合に注意あらは一層の光輝を加ふべし

ところで、この記事は、英吉利法律学校が、講義録に対する質問等に答えるために、校外内に質問委員を設置する

ことになったということも伝えている。講述する講師にとっては自明の論理や用語であっても、講義録のみで学ぶ初学の校外生にとつては理解しがたい場合があることはいうまでもない。独学の困難性は、直接説明を受ければ容易に理解できる事柄を、文章しかも行間を読んで理解しなければならぬところにある。したがって、校外生が講義録について疑問を持ちそれを質問してくるならば、学校としてはその疑点に答える制度的措置を講じていく責務がある。創立者たちは、質問委員の設置、それにつぐ「英吉利法律学校校外生質問規則」の制定というかたちでその責務を果たしていった。

この「英吉利法律学校校外生質問規則」の制定時期は不明であるが、一八八六年（明治一九）五月にそれが改正されているので、少なくともそれ以前であることは明らかである。今日知ることができる改正後の規則はつぎのようなものであった。<sup>(5)</sup>

本校校外生質問規則左ノ通り改正ス

○英吉利法律学校校外生質問規則

第一条 本校校外生ハ講義録ニ登載スル諸科目ニ限り疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但シ疑律疑判ハ問ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第二条 質問信書ニハ講義録ノ号数、(合本ニ為シタル為メ号数ノ見出シ難キトキハ之ヲ要セス) 課目、丁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第三条 質問信書ノ文章不明瞭ニシテ問題ノ意味解シ難キ者ハ答案ヲ付セサル者トス

第四条 質問ノ答案ハ一ヶ月分ヲ取纏メ毎月最末発兌ノ講義録ノ紙尾ニ登録スルモノトス

第五条 質問信書ハ本校質問委員宛ヲ以テ郵送スヘシ

明治十九年五月

英吉利法律学校

定価二〇銭の講義録に掲載されたこの規則改正の連絡から判断すると、傍点が付けられている第一条の但し書き以下と第四条全文が改正点であると思われる。第一条については、論旨などの内容に関する質問にくわえて、どのような法律規則を事件に適用すべきなのか、あるいはどのような審理を行うべきなのかという質問が寄せられたことをふまえて、このような改正を行ったのであろう。「実地応用術」に熟練するためのすなわち法律的な物の考え方を養うための自己努力を払わず、安易に正解例を求めるような質問には応じられないというのが改正の趣旨であったと思われる。第四条については、全文改正なのか新たに一条を追加したのか明らかではないが、この改正内容は、質問がかなりの数に上っていたことをうかがわせるのであり、事実、この規則改正後の講義録に掲載されたと思われる「質問并答案」を見てみると、質問委員からつぎのような連絡が紙上を通して行われている。<sup>(6)</sup>

校外生諸君ヨリ続々質問ヲ送致セラレ委員ノ机上累々堆ヲナス是レ一ニ諸君カ講義録ヲ講究セラル、ノ精且密ニシテ一言一句モ苟モ看過セラレサルノ致ス所ニシテ講義者ノ大ニ感佩ニ堪ヘサル所ナリ去レハ委員ニ於テモ踴勉質問ノ調査及答案ノ起草ニ従事スト雖モ如何セン紙数限アルヲ以テ速ニ之ヲ登録スル能ハス質問者ニ於テハ頗ル登録ノ遅緩ナルヲ憾トセラルヘシト雖モ事情已ムヲ得サルニ出ツル者ナレハ諸君ノ偏ニ之ヲ諒察アランコトヲ請

フ

当初は質問に対して委員が個別に対応していたのであろうが、この連絡からも明らかのように、「累々堆ヲナス」質問の中には類似のものも多数あったことは疑いなく、この時点で、毎月最後の週に発行する講義録の末尾に、多くの質問を整理し一括して答案を掲載するほうが合理的であり、かつ、教育目的にも適うと判断されたのであろう。

また、校外生からの質問およびそれについての答案を毎月末刊行の講義録に一括掲載するようになってからも、なお校外生の勉学を奨励するために、質問に直ちに委員が答案を示すのではなく、他の校外生に答案を求めるといった試みもなされている。<sup>(7)</sup>

讃岐国山田郡古高松村ノ校外生久保彦太郎君ヨリ一書ヲ寄セ諸君ヨリ寄送ノ質問ヲ本紙ニ掲載シ期日ヲ定メ諸君ノ答案ヲ請ヒ其剴切ナル者ヲ撰ミテ之ヲ本紙ニ掲出シ且質問答案共ニ寄送者ノ姓名ヲ掲クルコトトセハ諸君ノ攻学ヲ奨励スル一端トモナランカトノ忠告ヲ賜ハリタリ質問委員ニ於テモ此儀可然ト存スルニ付キ先ツ試ミニ左ノ質問ヲ記載シ今月限り其答案ノ寄送ヲ求ム

ところで、「英吉利法律学校校外生質問規則」の改正連絡が掲載されている講義録では、つぎのような告知もなされている。<sup>(8)</sup>



校外生諸君へ告ぐ

- 一 本誌ハ毎土曜日ニ発兌毎号百ページヲ限リトス
- 一 本校ノ規則ニ基キ束脩金五十銭月謝金七拾銭ヲ納メ校外生徒トナリタルモノハ毎回壺部宛ヲ郵送スヘシ
- 一 本校ニ於テ質問規則ニ基キ校外生諸君ノ質問ニ応ス
- 一 校外生三ヶ年ノ学期ヲ終ヘタル後ハ試験ノ上卒業証書ヲ授与スヘシ
- 一 校外生タラント欲スルモノハ何時ニテモ入学ヲ許ス但シ規則書望ミノ諸君ハ郵税二銭送付アラハ呈送スヘシ
- 一 月謝金ヲ為替トシテ御送金ノ節ハ神田区錦町二丁目一番地本校岡山兼吉へ宛テ東京内神田郵便局へ振込アリ  
タシ
- 一 月謝金ハ翌月分ヲ前月中ニ必ラス御送金被下度若シ遅延スルトキハ送本ヲ見合スヘク而シテ遅滞壺ヶ月以上  
ニ及フトキハ退校生ト見做スカ故ニ再ヒ送本ヲ請ハル、ニ於テハ更ニ入学ノ手續ヲ為サシムヘシ
- 一 月謝金ハ郵便切手等ノ代用ハ一切相断申候若シ通運会社ニ托シテ御送付ノ御方ハ配達料壺銭御払渡相成度候

明治十九年五月一日

英吉利法律学校

この告知は校外生規則の主要な内容を箇条書きにしたもので、そのほとんどは講義録を毎週定期的 に配布される校外生にとって熟知の事柄であった。学校としては、告知の後半の三か条で示した月謝金の件がもっとも伝えたいことであり、一〇〇頁を基準とする講義録の発行を支障なく継続するためにも、月謝金の遅滞なき納入を強調したものと  
いうことができる。月謝金の納付方法としては郵便為替が普通であったことが第六項の内容からうかがえるが、第八

項にあるように講義録配布を「通運会社」に委託することも認められていたのであった。

このように校外生への連絡やその質問に対する回答も講義録を通して行うことにするなど、校外生制度はしだいに整備されていくのであるが、その全体像はどのようになっているのであるか。その点をつぎに見てみよう。

今日の学則に相当する英吉利法律学校の規則は開校前に定められたと思われるが、その詳細は不明である。すでに取り上げてきた校外生規則や校外生質問規則などが、この学校規則の中に最初からその位置を占めるかたちで定められてきたのか、または独立した規則として定められてきたのか、その点も明らかではない。しかし、今日見ることができる一八八七年（明治二〇）三月改定の「英吉利法律学校規則」から推測すれば、個別に定められた諸規則がしだいにひとつの規則にまとめられていったのではないかと考えられる。<sup>(9)</sup>

この一八八七年三月改定の「英吉利法律学校規則」は、英吉利法律学校が、明治二〇年七月、生徒の徴兵猶予を求める「請願書」を東京府知事宛に提出した際に関係書類として添付され今日に伝えられたものであるが、その内容はつぎのような構成となっている。<sup>(10)</sup>

英吉利法律学校規則

第一章	総則	第一条～第三条
第二章	学年、学期、休業	第四条～第七条
第三章	学生及校友	第八条～第一四条
第四章	入学、在学、退学	第一五条～第二二条

第五章	証書	第二三条、第二四条
第六章	学期及学年試験	第二五条、第三七条
第七章	校外生規則及ヒ附則	
第一款	講義録	第三八条、第四二条
第二款	校外生入学在学規則	第四三条、第五六条
第三款	校外生質問規則及ヒ附則	第五七条、第六一条、附則第一条、第五條
第八章	書庫規則	
第一款	閲覧室規則	第六二条、第七三条
第二款	図書携出規則	第七四條、第七八條
第三款	第二科教科書貸与規則	第七九條、第八〇條
	英吉利法律学校附則	
校内生月謝納付手續		第一条、第三條
教場心得		第一条、第五條
事務章程		第一条、第四條

校外生について規定しているのは、第三章「学生及校友」と第七章「校外生規則及ヒ附則」であるので、まず第三章の関係部分を見てみよう。

第三章 学生及校友

第九条 学生ノ區別

第一科ニ入学スル者ヲ分チ校内生校外生トス

第二科ニハ校外生ヲ置カス

第十条 校内生、校外生

本校ニ通学シテ講義ヲ聴聞スルモノヲ校内生トシ本校ニ通学セスシテ本校出版ノ講義録ニ依リ脩業スル者ヲ校外生トス但校外生規則ハ別ニ之ヲ定ム

そして、この規則第一〇条の規定に基づいて定められたのが、つぎの第七章の「校外生規則及ヒ附則」である。

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八条 通則

遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参校シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサルモノ、便ヲ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九条 種類

講義録ハ第一年級講義録第二年級講義録第三年級講義録ノ三種トス

但第三年級講義録ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十条 出版日

第一年級講義録ハ毎土曜日ニ発兌シ第二年級講義録ハ毎水曜日ニ之ヲ発兌ス

第四十一条 紙数

講義録ハ都テ一冊ノ紙数九十「ページ」ヲ限リトス

第四十二条 記載事件

講義録ハ講義ヲ記載スルノ外本校ノ記事及広告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入学在学規則

第四十三条 通則

何人ニ限ラス本規則ニ従ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第四十四条 教科及修業年限

教科及修業年限ハ校内生ニ準ス

第四十五条 講義録配付

校外生ニハ毎週一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六条 証書

校外生ニシテ就学証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授与スヘシ

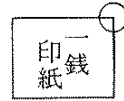
但受験ヲ望ムモノハ其学年ノ終ル前ニ申出ツヘシ

第四十七条 入学手続

校外生タラント欲スルモノハ其氏名族籍住所年齢ヲ記シタル入学証ニ束脩並ニ一ヶ月分月謝ヲ添へ申込ムヘシ

第四十八条 入学証

校外生入学証雛形（用紙美濃紙）



校外生第 年級入学証

私儀今般貴校へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

年 月 日

宿所族籍

姓

名

印

年

齡

英吉利法律学校御中

第四十九条 束脩

校外生ハ束脩金五十銭ヲ納ムヘシ

第五十条 月謝

校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七十銭ヲ前納スヘシ

但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第五十一条 増金

将来印刷費遞送費等増加スルトキハ予メ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第五十二条 月謝金不返付

既ニ受領シタル月謝金ハ仮令本人ノ都合ニヨリテ退学スト雖モ之ヲ返付セス

第五十三条 住所通知

住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称スル者ハ速ニ本校講義録掛ヘ通知スヘシ

第五十四条 月謝金遅滞

月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ請フモノハ更ニ入学ノ手續ヲ為サシムヘシ

第五十五条 月謝金送付手續

月謝金ヲ為替トシテ送致スルモノハ東京神田区錦町二丁目二番地英吉利法律学校会計岡山兼吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第五十六条 同上

月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ禁ス

通運会社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配達料一銭ヲ添ヘ払込ムヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七条 通則

本校々外生ハ講義録ニ登載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切  
答案ヲ付セサルモノトス

第五十八条 質問信書

質問信書ニハ講義録ノ号数(合本ニ為シタルタメ号数ノ見出し難キトキハ此限ニアラス)課目丁数ヲ示シ疑問ノ  
要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九条 答案

凡ソ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノ  
ハ答案ヲ付セサルヘシ

第六十条 問答記載

質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第六十一条 質問信書名宛

質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

校外生附則

第一条

入校以前ノ講義録ヲ購求セント欲スルモノニシテ一ヶ月分以上ヲ講読スルモノハ一冊金拾銭宛ノ割ヲ以払下クベ  
シ

第二条



各級ヲ兼脩スルハ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ入学証書ヲ差出スベシ

但東脩ヲ要セス

### 第三条

為替券ニテ月謝払込ノ節ハ其証券落手次第講義録ハ発送スルモ月謝領収証ハ為替金請取済ノ上ニテ送付スルモノトス

### 第四条

講義録ハ期日ニ必ス発兌スヘキニ付其到着スヘキ当日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尚到達セサルトキハ其旨本校講義録掛へ届出ツヘシ

### 第五条

校外生ノ本校ニ対スル書信ハ都テ何年級校外生ト記載スベシ

この第七章の「校外生規則及ヒ附則」をすでに取り上げた一八八六年（明治一九）五月の講義録を通しての連絡告知および同年六月の生徒募集広告の内容と比べてみると、相違はほとんどないといってよい。講義録の出版日（第四〇条）や紙数（第四一条）、校外生の東脩金（第四九条）や月謝金送付手続（第五五、五六条）、質問信書（第五八条）や答案（第五九条）等に関する規定の内容からも明らかのように、校外生制度の整備は創立第一年度末には完了していたことがわかる。

注

- (1) 『朝野新聞』明治一九年六月一七日付、第三七九二号。
- (2) 春陽堂が発売元となっている『増補東京留学独案内』の奥付を見ると、一八八五年（明治一八）四月九日に版權免許、同年五月に版權譲受となっているが、初版出版月については「同年 月初板出版」としか記されていない。また、収められた英吉利法律学校の校外生規則中に「教科及受持講師姓名」も案内されているが、その第一学年の「代理法」の担当講師として、法学士渋谷慥爾の名が挙げられている。これにより創立者の一員とされている渋谷慥爾が創設当初からの教員スタッフであることが明らかとなった。
- (3) 『朝野新聞』明治一九年八月一〇日付の「英吉利法律学校生徒募集広告」では「既ニ第四四号ニ達シタリ」とあり、一か月半でさらに八回講義録が発行されている。
- (4) 『法学協会雑誌』第二二号、一八八五年十一月、六三頁。
- (5) 英吉利法律学校講義録『英国財産法』末尾、一八八六年五月。なお講義録の奥付では、持主増島六一郎、印刷人高橋一勝、編集人渋谷慥爾、発行所英吉利法律学校となっている。
- (6) 中央大学図書館所蔵『新年宴会祝辞・他』（これは、講義録に掲載されたと思われる校外生向けの「質問并答案」等を主として抜粋製本した無題の冊子であったが、冒頭に「英吉利法律学校新年宴会祝辞」という記事があることから、分類整理上このような冊子名が付されている）。
- (7) 同右。
- (8) 前掲『英国財産法』末尾。
- (9) 明治一九年九月八日付の『朝野新聞』に掲載された「生徒募集広告」の中に「改定規則入用の者ハ二銭郵便切手送附あらバ進呈すべし」という連絡があるが、ここでいう改定規則が「英吉利法律学校規則」を意味しているのか、それとも独立した「校外生規則」のみを意味しているのか不明である。仮に「校外生規則」を含む「英吉利法律学校規則」を意味しているのであれば、包括的な規則が創立第一年度末には整備されていたことになる。
- (10) 『中央大学史資料集第一集 東京都公文書館所蔵中央大学関係史料』二二頁―三二頁。

#### 四 校外生制度の展開

校外生制度の整備とあわせて講義録の刊行も順調に進んでいった。創立第二年度を迎えた一八八六年（明治一九）

九月一八日土曜日にまず校外生第一年級の講義録第一号が出版され、そして、同月二二日水曜日には第二年級の講義録第一号が出版された。<sup>(1)</sup> ちなみにその内容を見てみると、第一年級の講義録第一号には、法学通論（法学士山田喜之助）・契約法（法学士土方寧）・羅馬法（法学士渡辺安積）・判決例（法学士渡辺安積）の四科目の講義が載り、第二年級の講義録第一号には、証拠法（法学士渡辺安積）・流通証書法（法学士土方寧）・商船法（高橋健三）・保険法（法学士伊藤悌治）・判決例（法学士渡辺安積）・科外講義成法理論（高橋健三）の六科目の講義筆記が載せられている。<sup>(2)</sup>

これら講義録の刊行について、『中央大学二十年史』が記述しているところを見ると、つぎのように評価している。<sup>(3)</sup>

今や講義録なるものは各学校に於て発行せられ、盛んに世に行はるゝに至りたりと雖も、本大学創立の時代に在ては、何れの学校も其講義を学生に筆記せしめたるに過ぎず、然るに本大学は設立の当初より早く既に講義録なるものを発行し、之を学生に頒布して習学に便ならしめ専ら其実力を養成せんことに勉めたり、是亦我大学創立の一大事業にして実に講義録発行の嚆矢たり。

もつとも、英吉利法律学校の講義録発行が本邦嚆矢であるというのは事実と相違しているのであって、前述のように一八八四年（明治一七）一月から明治義塾法律学校が講義録を発行していたのであったが、このように英吉利法律学校の講義録の刊行が軌道に乗り、その校外生制度の評判が高まっていくにつれ、この制度を新たに取り入れる私立学校も現われてきた。増島六一郎、岡山兼吉、渋谷慥爾が講師として招かれてもいる横浜法律学校は「本校曩に英仏法律学士諸君を聘し法律経済の二科を教授せり今回更に参校し能ハざる者の便を計り校外生を設く人員三百名に満

れバ直ちに実施す」という広告をこの一八八六年一〇月初めに出している<sup>(4)</sup>、一二月末には専修学校も「遠隔地方にあり又ハ業務の為め学校に出席して親しく講義を聴く能ハざる者の為め校外員を募り来明治廿年一月より法律科経済科共毎週一回各講義筆記を刊行して之に頒ち且其質疑に応ず」という広告を出し、<sup>(5)</sup>通信教育にそれぞれ道を開くに至っている。

校外生制度の成否はまさにその専門領域に必要な教材が十分に用意できるか否かにかかっているものであり、英吉利法律学校の講義録は、その専門的内容、定期的刊行の確実性とあいまって、多くの通信教育希望者に勉学の機会を提供したのであった。あまつさえ、それは外国人の間でも評価され、一八八六年四月の『明法志林』の記事にあるように、在日英国裁判所書記官が校外生として入学するということもみられたのである。<sup>(6)</sup>

○外国官吏英吉利法律学校々外生と為る 英吉利法律学校ハ日に増盛大に赴き同校にて発行せらる、講義録ハ追々に播布し諸県到る処として同校の校外生あらざるなきに至りしことハ既に世人の知る所なるか近頃横浜駐在英国裁判所判事に於ても深く同書の完備なることを賞賛せられ之を得て法律訳語の参考に供せんか為め其書記官ホル氏をして同校の校外生たらしめたり

すでに見たように初年度の申込者は千余人と伝えられたが、一八八七年（明治二〇）七月の徴兵猶予請願書添付の学校概況書によれば、生徒の員数はつぎのように報告されている。<sup>(7)</sup>

一、生徒ノ員数 壹千七百三拾八人

校内生

第一科第一年級 三百貳拾貳人

同 二年級 百拾貳人

同 三年級 貳拾五人

第二科一年級 百七拾貳人

校外生

第一年級 六百八拾五人

第二年級 四百貳拾貳人

また、同年一〇月の「英吉利法律学校沿革紀要」記事では、生徒の員数としてつぎのような数字があげられている。<sup>(8)</sup>

二十年十月現在ノ本校生徒員数ハ左ノ如シ

六百六十五人

内

第一科

第一年級 二百六十三人

第二年級 百三十九人

第三年級 五十一人

第二科

第一年級 百八十三人

第二年級 二十九人

又校外生ノ員数ハ左ノ如シ

千七百二十人

内

第一年生 五百七十五人

第二年生 七百一十一人

第三年生 四百四十一人

ここで校外生総数が一七二〇人とあるのは誤りで、内訳を合計した一七二七人が正しいと思われるが、さらに、翌一八八八年（明治二一）三月の「英吉利法律学校新築落成式景況」という記事は、つぎのような内容を伝えている。<sup>(9)</sup>

○英吉利法律学校新築落成式景況 文部省監督条規ノ下ニ立ツ府下私立法律学校ノ中英吉利法律学校ハ明治十八年創立以来内外著名ノ法律学士ヲ延キテ教授ノ事ヲ担任セシメ主トシテ我国法律ノ実地応用ヲ練習セシムルヲ目

的トシ原書法科ト邦語法科ノ二科ニ分チ原書法科ハ専ラ英米ノ原書ヲ以テシ邦語法科ハ原書ニ通セサル者ノ為メ邦語ヲ以テ法律ヲ教授セルニ其薰陶ノ功ハ未タ数年ナラスシテ早く已ニ世上ニ隠レナク続々有用ノ卒業生ヲ輩出スルヨリ生徒ノ数ハ日ニ増加シ昨年ニ至リテハ從來ノ校舎ハ狹隘ニシテ授業ノ場無キニ及ヘリ是ニ於テ建築師清水満之助氏ニ新校築造ノ事ヲ依托シ工学士辰野金吾氏ハ之カ製図并ニ建築監督ノ事ヲ担任シ昨年七月ヨリ其功ヲ起セシカ本年一月ニ至リ全ク其竣功ヲ見ルニ至レリ該新校ハ煉瓦ノ二層樓ニシテ八百人ヲ容ル可キ講堂一室、各三百人ヲ納ルヘキ講堂三室、図書館一ヶ所、全閲覧室一ヶ所、講師控室一ヶ所アリテ建築ノ堅牢壮大ナル他ノ私立学校中其比ヲ觀サル所ナリ新築ノ校堂斯克竣功ニ至リシカハ去二月廿一日ヲ以テ内外ノ縉紳学士ヲ延キテ盛大ナル落成式ヲ舉行シタリ同日其招待ニ応シ相会シタル来賓ニハ三条内大臣、山田司法大臣、長岡議員、三好司法次官、辻文部次官、尾崎大審院長、西控訴院長、名村大審院檢事長、北畠控訴院評定官、九鬼図書頭、渡辺大學總長、前島密、岩崎弥之助英國領事、米國總領事グレットハウス全副總領事シドモール、ピカルテス、司法省顧問カークード、代言人ラウダー、プリンクレー等ノ諸氏ヲ始メトシ朝野、毎日、報知、等ノ新聞記者并ニ同校ノ講師ヲ合セテ主賓八十余名ナリ、午後七時ヨリ樓上ノ大講堂ニ於テ晚餐ノ饗應始マリケルカ宴酣ナルヤ講師菊池武夫氏立テ日本語ヲ以テ校舎新築ノ由縁ヲ演説シタルニ来賓中ヨリ九鬼隆一氏ハ祝文ヲ朗読セラレタリ之ニ次キテ英國代言人ラウダー氏及ヒ該校長増島六一郎氏ハ英語ノ演説アリ主賓欵ヲ尽シテ退散セシハ午後十一時過キナリキ全日ハ千五百余名ノ生徒ニハ笹折ヲ頒チタレハ午前ハ生徒、午後ハ来賓ニテサシモニ広キ該校ノ内外トモ人ト馬車トヲ以テ壙咽シタリ蓋シ文運ノ盛事ナリ現ニ該校ノ校内生ハ英語法科、邦語法科ヲ併セテ千五百余名ニ及ヒ之ニ校外生三千余名ヲ加レハ四千五百余名ニ超過シタリ而シテ即今入学ヲ申込ム者陸續トシテ絶ヘスト昨今ニ

至リテ新築ノ大講堂亦狹隘ヲ憾ムルニ及ヘリ

以上の記事が伝えているところを整理すると、創立第二年度の末頃すなわち一八八七年七月の校外生は合計一一〇七人であったのが、創立第三年度を迎えた同年一〇月には六一〇人増えて合計一七二七人となったのであった。そして、その翌一八八八年二月末には「三千余名」と報じられているのであるから、校外生はまさにとどまることなく「陸続」と急増していったことがわかる。通学生の方の増加も史料に示されているとおりであり、折角校舎を新築したにもかかわらず、早くも「狹隘ヲ憾ムル」始末であった。この学生数の増加は当時の法律諸学校の中で英吉利法律学校の占める地位を高め、創立者はもとより関係者をして英吉利法律学校の将来に明るい展望を開くものとして受け止められたことであろう。

このような英吉利法律学校の勢威のほどは、一八八八年九月すなわち第四年目を迎えるにあたり、校外生に対してつぎのような措置が講じられていくところからもうかがうことができる。<sup>(10)</sup>

○英吉利法律学校々外生月謝の減額 府下私立五大法律学校中にも最も評判の高級英吉利法律学校は近来漸次に盛大となり昨年来日々校門を出入する生徒の数は大抵千三百内外なる程なりしが本年に至りては尚一層の盛大を来すへき傾きにて現に校外生の申込みの如き殆ど二万の数に達したるを以て印刷其他の事務非常の多忙を極め来り例年の如く校内生徒と其学年を同うして講義録の発兌を九月十一日よりと定め置くときは内外の事務混雑すへければとて今度更に校外生の学年は十月一日より翌年九月卅日に終ること、改め同日より第一年級第二年級及



ひ第三年級講義録共に追次発兌することとなり右の次第故費用とても是迄とは大に減少を来し得るを以て従来校外生の月謝は一ヶ月七十銭なりしを今度更に五十銭に減額し成るべく講読者の便利を計ること、なしたりと云へり其上本学年より発兌なるべき講義録は専ら精細を旨とし紙幅等も広げ体裁も大に改正することなれハ講読者に取りては非常の便益を増すことならん

第三年度に校外生数が「三千余名」に達していたのが事実とすれば、第四年度初めの時点ではさらに校外生の申込みが増加しているとも見てもよいであろう。そうであるとすれば、まさしく日本全国の諸県のうち英吉利法律学校の校外生のいないところはないという状況になっていたと思われる。しかしながら、この記事にあるように校外生申込者数が「殆ど二万の数に達し」ていたとはどうも考えられない。それにしても、一八八八年九月の時点で、校外生の学年期間について、第三年度まで九月一日から翌年九月一〇日までであったものを一〇月一日から翌年九月三〇日までとする、また、校外生の月謝について、それまでの七〇銭を五〇銭に値下げすると急遽規則が改められたのは確かであり、その理由が講義録の円滑な刊行と予想を上回る校外生の急増にあったことも事実である。すなわち、英吉利法律学校が第四年度に向けて行った同年七月の校外生募集においてはそのような改定がいつさい告知されていなかったのに、九月の時点ではつぎのような校外生の募集となっているのである。<sup>(11)</sup>

校外生募集

講義録発兌 本校曩キニ校外生ノ法ヲ設ケ親シク登校シテ講義ヲ聴聞スル能ハサル者ノ為ニ講義録ヲ発兌セシニ

本学年入学志願者ノ数意外ニ増加シ印刷其他ノ費用ヲ減却スルコトヲ得ルニ至リ且ツ従来ノ如ク校内生ト学年ノ始ヲ同フスルトキハ印刷ノ事務充分整理シ難キノ状況アルニ因リ此時期ニ於テ規則ヲ改正シ校外生学年ニハ十月一日ニ始メ翌年九月三十日ニ終ルコトトナシ且ツ従前ノ月謝金七十銭ヲ金五十銭ト改メ第一年度分ハ毎月曜日第二年度分ハ毎月水曜日第三年度分ハ毎月金曜日ニ発兌ス可シ志願者ハ入学証并ニ束修金五十銭ヲ添へ可成期日前本校會計係岡山兼吉へ申出ツ可シ

但郵券二銭ヲ投スレバ規則書ヲ呈ス

東京神田区錦町二丁目二番地

特別認可私立英吉利法律学校<sup>(12)</sup>

ところで、第四年度当初において校外生申込者数が約二万人に達していたとはとうてい考えられないと述べたが、それは一八八九年（明治二二）九月の『法理精華』につきのような記事が掲載されているからである。<sup>(13)</sup>

△本校創立以来未だ僅に三星霜を閱するに過ぎずと雖も天下の書生贄を本校に執る者陸續踵を継ぎ日に月に生徒の増加すること実に驚くべきものあり、今左に創業以来の生徒の増加したる実数を掲示せん。

	創 立	現 員	増 加
校内生			
邦語法科（十八年九月）	九七	一〇五六	九五九
英語法科（十九年六月）	四〇	一四〇六	一三六六

校外生

（十九年七月）

四二〇

三二二三

二七〇三

△現今生徒の総員四千七百八十六名あり其級別左の如し

校内生

一千六百五十七名左の三種に區別す。

一、普通法学科生

一千四百〇六名左の二種に区分す。

（甲）英語法学科

三百五十名之を員外、一年、二年、三年の四級に編入せり。

（乙）邦語法学科

一千〇五十六名亦員外、一年、二年、三年の三級に編入せり。

二、特別認可生

二百五十七名亦左の二種に分つ。

（甲）邦語科

百〇二名之を一年、二年、三年の三級に編入せり。

（乙）英語科

百五十五名亦一年、二年、三年の三級に編入せり。

三、校外生

三千一百二十三名之を一年、二年、三年の三種に級別せり。

この記事は、すでに取り上げた「英吉利法律学校沿革紀要」と題されているものの一部で、一八八九年二月七日に行われた英吉利法律学校第三回卒業式において、創立者であり講師でもある岡村輝彦が述べた学校沿革の概略をまとめたものである。記事の中で、校外生の創設年を明治十九年としているのは誤りであろうが、この一八八九年二月現在の生徒数については、ここであげられている数字が正確な実数と見てよいであろう。したがって、創立第四年度当初の校外生数は三千人を確実に超えてはいるが、二万人近くには達していなかったといわざるをえない。けれども、校外生入学志願者の予想外の急増は、講義録一冊あたりの刊行経費の減少をもたらし、それとともに月謝の値下げと

表1 創立期経費収支概算（1885～86年の2年間平均額）

収 入		支 出	
授 業 料	7472円00銭	書籍器械費	579円70銭0厘
束 脩 金	648 00	営 繕 費	53 40
講義録売捌代	900 80	雇 員 給 料	1313 03 3
英文法律書売捌代	607 00	雑 費	496 04
		印 刷 費	2304 89 1
		臨 時 費	3567 68 4
		新聞広告料	282 20 2
合 計	9627円80銭	合 計	8596円95銭
収支合計差引	1030円85銭		

（『中央大学史資料集第一集』より）

いう思い切った措置を講じることが可能としたのであった。

英吉利法律学校創立時から実施された校外生制度は、明治義塾の「開発」した新しい教授法を継承したものであるとともに、今日の通信教育とその理念をほぼ同じくした教育観に立つことによって、他の私法律諸学校の追随を許さないほどの隆盛を誇るに至ったのであった。換言すれば、この制度が広く受け入れられたのは、それが、純然たる学問探求の真摯な熱意を抱きながら経済的、時間的、身体的等の種々の理由から通学困難な状況に置かれている者、あるいは勃興しつつある日本近代社会において法律を熟知しその実務に通じていることが社会的地位の上昇につながると自然に受けとめている者に対して、まさに開かれた勉学の道を提供するものであったということの当然の帰結なのであった。

しかもそれは、より多くの納付金収入を草創期の英吉利法律学校にもたらすことによって学校財政の安定化に多大なる寄与をなすとともに、将来の発展のための財政運営に明るい見通しをもたらしたのであった。

前述したように、一八八七年（明治二〇）七月の徴兵猶予請願書

添付の学校概況書によれば、創立第二年度末ころの生徒の員数は、校内生が六三一人、校外生が一〇七人、合計一七三八人であったが、学校の財政状況についても表1の内容が報告されている。このころの校内生の束脩金および月謝がともに一円であったのに対して、校外生の方はそれぞれ五〇銭、七〇銭であったが、実数比では校内生六に対して校外生一であるから、学生納付金収入の過半は校外生のそれに負っていたと見てよいであろう。さらに、この一八八七年四月六日には英吉利法律学校へ毎年五千円が司法省より下賜されることとなり、財政運営面で大きな固定収入がえられるようになった。<sup>(14)</sup>そして二年後の一八八九年には、校内生が一六五七人、校外生も三一二三人に増加したのであるが、やはり校内生と校外生の比率にはあまり変化が見られないのであった。したがって、創立期についていえば、急増する校外生の納付金が学校財政を支える重要な収入源となっていたことは明らかであり、校外生制度なくして英吉利法律学校の発展はなかったといっても過言ではないのである。

注

(1) 「講義録出版広告」〔『朝野新聞』明治一九年十月二日付、第三八八四号〕。

(2) このように四科目ないし六科目の講義筆記を収載した講義録が定期的に出版されていくかわら、英米法律原書の出版もてがけられていった。一八八六年一〇月の「英文法律書出版前金購買者募集広告」〔『朝野新聞』明治一九年一〇月二三日付、第三九一二号〕はつぎのように述べている。

実務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ実地応用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成センコトヲ勤メリ然ルニ熟社会ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ区々邦語ニ依リ外国法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有為ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書攷修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ実施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ価値極メテ高貴ニシテ尋常学生ノ容易ニ購求スル能ハサル是レナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尚本

校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ断然資ヲ擲チテ英書ノ鵬刻ニ従事シ務メテ其価ヲ廉ニシテ専ラ本校学生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸氏ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ講読スルノ便ヲ与ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ数箇条ニ就キテ了知セラレンコトヲ

●第二科第一級ノ教課用ノ為メ初歩ノ法律書中ノ最善美ナル者ヲ選ヒ翻刻スルニ付前金購買法ニ依リ広ク江湖ノ需ニ応ス

出版書目○ブラツクストン氏英法註釈(一八八〇年新版)○アンソン氏契約法○アンダーヒル氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス商法○ウイリリアム氏不動産法○テリー氏法律原論○ブルーム氏英法註釈スミス氏訴訟法

●第二級以上ノ教課書ハ本出版畢リ次第引続キ着手スル者トス

●書籍ハ中形ノ冊子体ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙数一百ページ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス但毎号三種又ハ四種登載スヘシ

●一冊ノ定価ヲ四十錢トス但前金購買者ヘハ左ノ割ニテ売渡ス

一十部以下購求ノ者ハ二割五分引ケ即チ一冊三十錢トス

一十一部以上三十部以下ハ三割引ケ即チ一冊二十八錢トス

一三十部以上ハ三割五分引ケ即チ一冊二十六錢トス

●前金購買者ハ前項ノ割ニ準ジ一ヶ月三回分ノ代価ヲ前月中ニ当校會計掛ヘ払込ムヘシ但為替ハ神田郵便局ヘ宛テ振出サルヘシ

●此出版法ニ拠ルトキハ五百ページノ法律書ヲ一円五十錢以下ニテ購求シ得ル割ナレバ普通ノ代価平均四円トスルモ尚殆ト三分一ノ減価ニ当ル

●今回出版ノ書籍ハ総テ英米ニ於テ「スタンダード、ヲソリチー」ト為ス所ノ良書ヲ原本ノ俣ニ出版シ一言隻語モ改竄ヲ加ヘス且校正ハ法学士親ラ担任セラル、ニ付決シテ誤脱等ノ憂ナシ左レハ本誌ハ司法官警察官収税官代言人公証人法学者等ノ枕籍スヘキ書籍タルハ勿論中学校師範学校英語学校其他公私諸専門学校ノ教課書ニ最モ適當ナリト確信ス

●本誌ハ本月ヨリ出版シ已ニ第一号ハ発売済ニ付御入用ノ方ハ至急一ヶ月分前金御送附アレ

●本誌ハ専ラ当校第二課ノ教科書ニ供スル為メ出版スル者ナレハ前金購買申込人ノ多少ニ係ラス出版シ半途ニテ途絶スル如キコトハ万々之レナキモノトス

東京神田区錦町二丁目

英吉利法律学校

十月

同神田区表神保町一番地

英吉利法律学校教課書売捌所 錦水堂

- (3) 『中央大学二十年史』一九四頁。
- (4) 『朝野新聞』明治一九年一〇月八日付、第三九〇二号。
- (5) 同右、明治一九年二月二日付、第三九五二号。
- (6) 『明法志林』一八八六年四月、通巻三四四頁。
- (7) 前掲『中央大学史資料集第一集』一八〜一九頁。
- (8) 『法学協会雑誌』第四四号、一八八七年一〇月、六九〜七〇頁。
- (9) 同右、第四八号、一八八八年三月、三一〜三四頁。
- (10) 同右、第五四号、一八八八年九月、三三二〜三三三頁。
- (11) 同右、末尾。
- (12) 一八八八年五月に文部省令第三号「特別認可学校規則」が出され、英吉利法律学校も、同年七月一二日付の文部省告示第四号をもってその学則が認可され、特別認可学校となった。特別認可学校の卒業生（認可生）には、高等試験や判事登用試験の受験資格を認めるとの特典が与えられた。
- (13) 『法理精華』第一巻第五号、一八八九年九月、五五〜五六頁。
- (14) この下賜金決定の経緯は明らかではないが、この件に関する以下の達書の文面からして、英吉利法律学校側から政府あるいは司法省筋に積極的な働きかけがなされ、それが功を奏したものと思われる（『法学協会雑誌』第四四号、一八八七年一〇月、六九頁）。  
 請願ノ趣聞届廿年度ヨリ当分ノ内壱箇年金五千円其学校へ下賜スルニ付会計年度末ニ於テ精細ノ決算報告ヲ為スヘシ  
 明治二十年四月六日  
 司法省印

### 五 校外生制度から在外生制度へ

英吉利法律学校は、一八八九年（明治二二）一〇月一日、文部省の認可をえて校名を東京法学院と改めた。この校名改称は、日本近代国家を確立するための大日本帝国憲法を始めとする法制度体系の整備、そして条約改正と連関する過度な欧化主義に対抗して国粹主義がしだいに台頭しつつあるという思想状況などがその背景をなしていた。『中央大学七十年史』は、この点についてつぎのように述べている。<sup>(1)</sup>

この学界思想界の大変移に際して、ひとりわが英吉利法律学校のみが、その創立以来の英法専攻の趣旨を墨守して安閑としていることのできないのは当然であった。ここにおいて学校当局者は、時代の趨勢に依じてわが国の法律をもその学科目に加え、しかもこれを主要のものとするに至った。従って英吉利法律学校の名は、よく校の内容実質を表明するものではなくなったから、校友の間に校名改称の議が起り、その結果、同年十月一日、東京法学院なる名称が選ばれたのである。

この東京法学院という名称が選ばれたのは、創立者の増島六一郎・穂積陳重・岡村輝彦らがそこで学びバリスタ（法廷弁議士兼判事候補者）の資格を取得したイギリスのミドル・テンプル（MIDDLE TEMPLE）に由来しているといわれる。すなわち、ミドル・テンプル、インナー・テンプル、リンカーンズ・イン、グレイズ・インの四つの法曹養成教育機関はインズ・オブ・コート（INNS OF COURT）と総称されており、このインズ・オブ・コートの邦語が「法学院」なのであった。創立二〇周年記念式典における祝辞の中で、穂積陳重が語っているところを見てみよう。<sup>(2)</sup>

中ごろ法学院と称したるは、我邦の法典既に成り、これに基きて法理を研究すべき必要を生じたるの時なり。而してその法学院と称せる、亦故なきに非ず。当時学者は英国の「インズ・オブ・コート」を邦語に訳して法学院と称せり。本校が我邦の法典を基礎として法学を教習するに当りて此名称を選びたるは、けだし英国における法律教育の最高府たる「インズ・オブ・コート」を以て自らこれに擬したるに由るものなり。



たしかに英吉利法律学校が、私学としての将来の発展をめざすのであれば、時代の趨勢を無視することはできないのであり、したがって、形成されつつある日本固有の諸法律を学科目の中に新たに位置づけ、それらの法理を研究し教授していかなければならないことは明らかである。しかし、その方向を追求することは、英米法の法理をふまえた「実地応用術」を教授するという学校設立の理念、建学の精神に大きな影響を及ぼさずにはおかないということもまた明らかである。英吉利法律学校の経営の任にあたっていた創立者たちはこの問題について大いに苦悩したと思われるが、実際には、せっかく熱意をもって築きあげてきた学校を廃するような道を選択せずに、存続維持の努力を尽くす方向でこの転換期に対処することとしたのであった。すなわち、東京法学院への校名改称にもなつて新しく制定された学則では、つぎのような趣旨が掲げられていくのである<sup>(3)</sup>。

本院ハ帝国法律ノ実地応用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スル為メ邦語又ハ英語ヲ以テ法律学ヲ講授スルモノトス

この趣旨で明らかにされた目的については、英米法の長所であるとうたわれた「法律実地応用ノ道」の理念こそ維持されてはいるものの、教授される法律の内容が基本的には大日本帝国の法律となつたのであった。いわば、衣装は変わらないもののその衣装をまとうている人間はイギリス人から日本人へと変身したのであった。

ともあれ、校名を改称し新しい目的を掲げて出発することとなつた東京法学院の新しい学則においては、それまでの校外生制度が「在外生制度」に改められることとなつたので、その内容をつぎに見ていくことにしよう。

東京法学院の新学則は「特別認可生規則」と「普通規則」の二つの部分からなり、在外生制度の規定を含む普通規則はつぎのような構成内容となっている。

普通規則

第一章	総則	第一条〜三条
第二章	学年、学期、休業	第四条〜七条
第三章	学生及学友	第八条〜一五条
第四章	入学、在学、退学	第一六条〜二三条
第五章	卒業証書	第二四条
第六章	試験規則	第二五条〜二八条
第七章	在外生規則	
第一款	講義録	第二九条〜三四条
第二款	在外生入学、在学、規則	第三五条〜四八条
第三款	在外生質問規則	第四九条〜五三条
第八章	書庫規則	
第一款	閲覧室規則	第五四条〜六五条
第二款	図書携出規則	第六六条〜七〇条

第三款 学生教科書貸与規則 第七一条〜七四条

在外生については、第三章「学生及学友」でまず定められ、さらにそれに基づいて第七章「在外生規則」で詳細に規定されている。なお、第四章「入学、在学、退学」の第二〇条に一部関係する部分があるので、第三章と第四章の関係規定をまず見てみよう。

第三章 学生及学友

第九条 学生ノ區別

英語法学科ハ悉ク在院生トス

邦語法学科ニ入学スル者ヲ分チ在院生及ヒ在外生トス

第十条 在院生、在外生

本院ニ通学シテ講義ヲ聴聞スルモノヲ在院生トシ本院ニ通学セスシテ本院出版ノ講義録ニ依リ脩業スル者ヲ在外生トス但在外生規則ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 入学、在学、退学

第二十条 学費

一本院在院生ニ入学スル者ハ東修<sup>(マ)</sup>トシテ金一円ヲ納ムヘシ

但在外生（五ヶ月以上在外生タリシモノニ限ル）ヨリ在院生ニ移リ又ハ在院生ヨリ在外生ニ転スルモノハ東修<sup>(マ)</sup>

## ヲ要セス

この第九条の規定により、校外生は「在外生」という名称に改められたのであるが、現在のところその改称の経緯は明らかではない。ただ、校外生という名称については、一八八七年（明治二〇）七月に前述の「英吉利法律学校規則」を添付して生徒の徴兵猶予を文部省に請願した際に「校外生ノ名称ハ変更セシメテハ如何」という意見が文部省から出されていた。そして、この意見に対して、英吉利法律学校は「校外生ノ名称 右ハ通信生或ハ校友等ニ相改候 歟又ハ御指揮ニ抛リ適応ノ改称致シ候テ差支無之候」と回答した<sup>(4)</sup>。しかしその後は、文部省がこの件について英吉利法律学校を正式に「指揮」するということもなく経過し、このたびの校名改称にともなう校外生の改称が行われることとなったのである。学校であったから「校内生・校外生」の名称になったのであり、この学校が学院と改称されるとすれば「院内生・院外生」ということに一応はなるはずである。しかし、英吉利法律学校創立時から今日の聴講生に相当する無試験入学の「員外生」制度が設けられていて、東京法学院となってもこの「員外生」制度は改称されずに維持されていることからいえば、読みが同一となる「院外生」の名称は、混乱を避ける意味でも対象外となったと思われる。そこで校外生を「在外生」とすることになったのであろうが、結果としては、この「在外生」という名称は、校内生改め「在院生」とは対応しないことになってしまったのである。

このように「在外生」という名称決定の経緯については推測の域を出ないのであるが、それでは、「在外生」制度がどのようなものとして位置づけられているかについて、学則の第七章を見てみることにしよう。

第七章 在外生規則

第一款 講義録

第二十九条 通則

遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参院シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサルモノ、便ヲ計リ在外生ノ制ヲ設ケ本院講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十条 種類

講義録ハ第一年級講義録第二年級講義録第三年級講義録ノ三種トス

第三十一条 出版日

第一年級講義録ハ毎月曜日ニ発兌シ第二年級講義録ハ毎水曜日ニ発兌シ第三年級講義録ハ毎金曜日ニ発兌ス

第三十二条 紙数

講義録ハ都テ一冊ノ紙数六十「ページ」ヲ限リトス

第三十三条 記載事件

講義録ハ講義ヲ記載スルノ外本院ノ記事及広告類ヲ記載スル者トス

第三十四条 在外生学年

在外生学年ハ十月一日ニ初マリ翌年九月三十日ニ終ル

第二款 在外生入学、在学、規則

第三十五条 通則

何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ在外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第三十六条 教科及修業年限

教科及修業年限ハ在院生ニ準ス

第三十七条 講義録配付

在外生ニハ各級共毎週一回講義録ヲ配付スヘシ

第三十八条 証書

在外生ニシテ就学証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スルモノハ其学年ノ終ル前ニ申出ツヘシ

但試験ハ本院ニ於テ執行ス

第三十九条 入学手續

在外生タラント欲スルモノハ其氏名族籍住所年齢ヲ記シタル入学証ニ束脩並ニ一ヶ月分ノ月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十条 入学証

在外生入学証雛形 (用紙半紙野紙)

在外生第一、二、三、年級在学証

消印

印一紙銭

私儀今般貴院へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

年 月 日

現住所

姓 名 ①

年 齡

東京法学院御中

第四十一条 束脩

在外生ハ束脩金五十銭ヲ納ムヘシ

第四十二条 月謝

在外生ハ毎月翌月分ノ月謝金五十銭ヲ前納スヘシ

但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第四十三条 増金

将来印刷費送費等増加スルトキハ予メ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第四十四条 月謝金不返付

既ニ受領シタル月謝金ハ仮令本人ノ都合ニヨリテ退学スト雖モ其退学シタル月ノ月謝金ニ限り之ヲ返付セス

第四十五条 住所通知

住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称スル者ハ速ニ本院講義録係ヘ通知スヘシ

第四十六条 月謝金遅滞

月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退学生ト見做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ請フモノハ更ニ入学ノ手續ヲ為サシムヘ

シ

第四十七条 月謝金送付手続

月謝金ヲ為替トシテ送致スルモノハ東京神田区錦町二丁目二番地東京法学院会計岡山兼吉へ宛東京神田郵便局へ向ケ振込ムヘシ

但シ在外生ハ各級講義録冊尾ニ附属シアル納付証ヲ切取り必ス添フヘシ

第四十八条 同上

月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ禁ス

第三款 在外生質問規則

第四十九条 通則

本院在外生ハ講義録ニ登載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第五十条 質問信書

質問信書ニハ講義録ノ号数（合本ニ為シタルタメ号数ノ見出シ難キトキハ此限ニアラス）課目丁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十一条 答案

凡ソ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ



第五十二条 問答記載

質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第五十三条 質問信書名宛

質問信書ハ本院質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

以上見たように、東京法学院への校名改称にともなう学則改正において、校外生制度は在外生制度に改められたのであるが、この在外生制度の規則内容をすでに取り上げた一八八七年の英吉利法律学校規則における校外生制度の規則内容と比較してみると、そこには相違がほとんどないことがわかる。すなわち、学校を学院としたことにともなう字句の修正が主として行われたのであって、制度の基本にかかわる改正はとくに行われてはいない。もっとも大きな相違は学年開始時期の条項であるが、これは、一八八八年（明治二一）九月に、月謝を七十銭から五十銭に値下げしたのとあわせて校外生の学年学期開始を校内生より一か月遅らせて一〇月一日よりとしていたので、その時の改正をこの在外生規則第三四条の規定として引き継いだということであろう。また、細かい相違としては、新規則の第三条「証書」および第四七条「月謝金送付手続」にそれぞれ但し書きが新たにつけくわえられるに至っている。一八八七年時になかったこれら但し書きがこの学則改正で新たに盛られることとなったのか、あるいは一八八八年にすでに改正されていたのか明らかではないが、これらは規定を整備したものと見てよいであろう。すなわち、第三八条の但し書きをもって、就学証書あるいは卒業証書をえるための試験は「本院ニ於テ執行ス」ということを明記し、また、第四七条の但し書きの方は、会計事務処理に必要な納付証の添付を規則に明記することとしたのであろう。

ところで、一八八七年の学則においては、校外生規則にすぐ続いて校外生付則が記載されていたのであるが、東京法学院の新学期では、第八章のつぎに以下の在外生付則が記載される形式となっている。

在外生附則

第一条

入学以前ノ講義録ヲ購求セント欲スルモノニシテ一ヶ月分以上ヲ講読スルモノハ一冊金拾銭宛ノ割ヲ以テ払下クヘシ

第二条

各級ヲ兼脩スルハ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ入学証書ヲ差出スヘシ  
但束脩ヲ要セス

第三条

為換券ニテ月謝払込ノ節ハ其証券落手次第講義録ハ發送スルモ月謝領収証ハ為換金請取済ノ上ニテ送付スルモノトス

第四条

講義録ハ期日ニ必ス発兌スヘキニ付其到着スヘキ当日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尚到達セサルトキハ其旨本院講義録係へ届出ツヘシ

第五条

在外生ノ本院ニ対スル書信ハ都テ何年級在外生ト記載スヘシ

第六条

講義録刊行其他在外生ニ関スル事務ハ本院休暇中ト雖モ取扱フヘシ

この在外生付則は、「校外生」の字句を「在外生」に改めた点および在外生についての事務を休暇中も処理するといふ第六条を新設している点が相違しているだけで、それ以前の校外生付則とまったく同一である。この付則は規程としてはもともと細則に相当するものであるから、学則の中に本来含めること自体適切ではないのであり、このように別個のものとして取り扱われることとなったと思われる。

この在外生規則および在外生付則の位置づけとの関連で重要と思われるのは、一八九四年（明治二七）における学則改正である。この学則改正は校名改称翌年の一八九〇年（明治二三）の学則改正に次ぐ全面改正<sup>(5)</sup>で、趣旨も「本院ハ法律及一般政治思想ノ養成ヲ目的トシ本邦制定ノ法律並ニ經濟ニ関スル學術ヲ教授ス尚ホ其精理実践ノ効程ヲ進ムル為メニ広ク英仏独ノ法律ヲ参加講修セシム」と改められたのであった。<sup>(6)</sup>東京法学院はこの学則改正によつていよいよ建学当初の英米法教授という理念を後退させていくこととなったのであるが、この全七章四一か条からなる学則には、それ以前の学則とは異なり在外生制度についての規則が含まれてはいないのであった。現在のところ、その理由を明らかに示す史料は見当たらないが、このことは、通学生に対する教育こそが主であり、通信生に対する教育は従であるという考え方がやや強まってきたことをうかがわせる。通信教育が教材の一方通行的な配布による学習機会の提供に終らないように、質問規則を設けたり、希望者には試験にも道を開いて通学生と同じ卒業資格をえられる制度に

してはいるけれども、教育の中心は直接教授であるという考え方が、なお一般的であったことはまちがいない。近代的な教育制度体系が整備、確立されてくるにしたがつて、通信教育は、その社会的役割において大きな意義をもちながら、いわば正規の体系からはずれる変則的な教育として位置づけられていくこととなるのであった。東京法学院において、在外生規則が学則からはずされたということ、すなわち、従来は「邦語法学科ニ入学スル者ヲ分チ在院生及ヒ在外生トス」というように正規の生徒として位置づけられていたのが、こんどは「本院生徒ヲ英語法学科生及邦語法学科生ノ二種ニ區別」すると改められてくるのは、そのことをよくものがたっているといえよう。このように、在外生の位置づけが変化しつつあることは、在外生という正規の名称とは別に「在外員」という名称が使用される<sup>(7)</sup>ところにも反映されているのであった。一八九一年（明治二四）九月に、東京法学院はつぎのような広告を出している<sup>(8)</sup>。

#### 在外員募集広告

来る十月一日を以て来学年度講義録初号を発売す

講義録は業務等の差支にて登院して親しく講義を聴く能ハざるもの、為めに発売す民法刑法商法民刑訴訟法等重要なる科目に付ては特に責任講師を置き其講義筆記は主として講義録に登載す

在外員は法律上諸般の疑問に關し通信質疑を為すことを得

在外員となりて講義録配付を受けんとする者は東脩五十銭月謝五十銭を添て可成速かに申込むべし

明治廿四年九月

東京市神田錦町二丁目

特別認可私立東京法学院

この広告によれば、東京法学院は「在外生」を「在外員」に名称変更したようにも受けとれるが、他方「東京法学院明治廿四年度第一年度講義録号外」として配布された『東京法学院学則』では依然として在外生として規定されており、この時点ではまだ改称はなされていないのであった。しかしのちに、在外生が規則上も在外員と改められていることからすると、在外員という名称は単なる通称として使用されたのではなく、名称変更に向けての動き、あるいは名称変更の内部決定をふまえて使用されていると見てよいように思われる。校外生制度は校名改称にともない在外生制度となったが、それがさらに在外員制度に改められていく点につきに見てみよう。

注

- (1) 中央大学七十年史編纂所編『中央大学七十年史』一九五五年、四五―四六頁。
- (2) 「穂積陳重遺文集第三冊」(同右、四六―四七頁)。なお、この東京法学院への校名改称は、結果として実現を見なかったものの、東京医学校の東京医学院への校名改称、東京文学院の創設をふまえて、新しい私立総合大学を発足させることが展望されていた。「同十月文部大臣ノ認可ヲ得テ英吉利法律学校ヲ東京法学院ト改称ス是レ一ニハ憲法既ニ制定セラレ民法、商法、民事訴訟法等ノ編纂モ亦成ヲ告ケタレハ今後学生ノ主トシテ攻修スヘキハ此等ノ法典ニシテ外国法ノ研究ハ自ツカラ之ヲ第二位ニ置カサルヘカラス從テ英法專攻ノ意ヲ表示スル校名ハ修学ノ実ニ伴ハサルニ至リタルト又一ニハ杉浦重剛氏ノ監理セル東京文学院、故医学博士櫻村清徳氏ノ監理セル東京医学院ト相合シテ一ノ大学ヲ興サンコトヲ期シタルトニ因レリ」(『東京法学院大学学制一覽』沿革略の項七頁、『法学新報』第一三卷第九号、一九〇三年八月)。
- (3) 『明治二十二年十月 東京法学院学則』一八八九年十一月、三頁。なお、この趣旨変更は東京法学院へと校名を改称する以前の八月段階ですでに明らかにされている。すなわち、英吉利法律学校としては、校名改称認可、趣旨変更を前提として新入生募集の広告を出すということになるのである(『官報』第一八四〇号、一八八九年八月一〇日付)。